

# 仕様書

## 1 業務委託名

「北九州市型みらい教育デザイン」PR ツール作成業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3 目的

令和7年1月の総合教育会議で提示した「北九州市型みらい教育デザイン(案)」の実現に向けて、北九州市が目指す新しい時代の学びを実現する学校のイメージを市民へわかりやすく周知するために、3次元コンピュータグラフィックス(以下、3DCGとする)データ等を使用したPR ツールを作成するもの。

## 4 業務内容

### (1)3DCGデータの作成

ア 北九州市が目指す新しい時代の学びを実現する学校施設等のイメージについて、委託者が提供する「北九州市型みらい教育デザイン」に関する資料をもとに3DCGデータを作成すること。

イ 3DCGデータの作成箇所は、普通教室、特別教室、ラーニングコモンズ、職員室、図書室、グラウンド、体育館、その他委託者が指定する箇所とする。

### (2)パンフレットデータの作成

ア 「北九州市型みらい教育デザイン」の構想や新しい学びを実現する教育(ソフト)・施設(ハード)をPRするためのパンフレットデータを作成すること。

イ 作成するパンフレットデータは、原則A4サイズ・横書きを基本とし、16頁程度とする。

ウ 作成したパンフレットデータは、北九州市ホームページへの掲載や、委託者が紙媒体でPRする際などに使用する。

### (3)動画の作成

ア 前記(1)により作成した3DCGデータ等を効果的に使用し、「北九州市型みらい教育デザイン」をわかりやすく表現する動画を作成すること。

イ 動画は2分程度で作成すること。

ウ アスペクト比は原則「16:9」とする。

エ 解像度はフル HD(1920p×1080p)以上とする。

### (4)ナレーション、音声等の原稿作成

ア 前記(3)の動画のナレーション原稿を作成し、音声等を収録すること。

イ 収録した音声に合わせ、字幕を表示すること。

ウ ナレーション、音声等の収録や字幕の表示は、日本語を用いること。

### (5)サムネ画像の作成

ア 前記(3)により作成したデータを元に、サムネ画像を作成すること。

イ 作成画像は1点以上とする。

## 5 成果品の納品

受託者は、委託者が指定する期日までに次に掲げる成果品を委託者に提出すること。

なお、納品する動画や画像等の形式、提出方法は、協議の上、委託者が指定する形式とする。

### (1)パンフレットデータ(最終稿提出期限:令和8年1月16日)

・編集可能なデータ及びPDFデータを提出すること。

(2)3DCGデータ及び動画データ(最終稿提出期限:令和8年3月31日)

- ・制作した動画の白素材および完成パッケージ動画を委託者に提出すること。
- ・納品する動画形式は、原則MP4とする。

(3)サムネ画像(最終稿提出期限:令和8年3月31日)

- ・納品する画像形式は jpeg、png とする。

## 6 著作権について

(1)受託者は、受託者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を成果品の納品と同時に委託者に譲渡するものとする。

(2)受託者は、受託者が従来から著作権を有する著作物について、委託者及び委託者から許諾を得たものに対し、利用を許諾するものとする。

(3)受託者は、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する著作物を使用するときには、あらかじめ著作権法上に定められた手続きを行っておくこと。これらの手続きを経ずに問題が生じても委託者は一切の責任を負わず、費用の負担も行わない。

(4)受託者は、成果品の著作物(受託者が従来から著作権を有する著作物を含む。)に関し、委託者及び委託者から許諾を得た者に対し、著作者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。

- ・委託者及び委託者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。
- ・委託者及び委託者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
- ・委託者及び委託者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の氏名で公表すること。

## 7 秘密の保持

(1)北九州市は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における受託候補者の特定以外の目的で使用しない。

(2)企画提案者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(3)企画提案者は本業務に関し、北九州市から受領または閲覧した資料等を、北九州市の了解なく公表または使用してはならない。

## 8 その他

(1)本業務の目的や内容を十分に理解した上で作成等を行うこと。

(2)3DCGデータやパンフレットデータ作成の校正は3回以上行うこと。

(3)動画の作成にあたっては、1回以上の試写を行い委託者の承認を受けるとする。なお、委託者に承認を受けられない場合は、追加の動画作成等を実施すること。

(4)委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(5)受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(6)受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(7)業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(8)この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。